

会計に関する細則

第1条（趣旨）

本細則は、横浜市荏田南小学校PTA会則第26条の規定に基づき、本会の会計に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（予算の調製及び執行）

- 1 代表委員会は、毎会計年度予算を調製し、総会に提出して、会長はその承認を得なければならない。
- 2 代表委員会は、総会で承認された予算に基づき、これを計画的・効率的に執行しなければならない。
- 3 原則代表委員は、予算の執行に際し、自己または自己の関連会社への発注を行わないものとする。ただしその優位性を説明し代表委員会の合意を得た場合を除く。

第3条（収支命令権者等）

本会会計の収支命令権者及び契約締結権者は、会長とする。

第4条（会計）

会計は、次の事務を行う。

- (1) 現金の出納及び保管
- (2) 物品の出納及び保管
- (3) 現金及び財産の記録管理
- (4) 決算の調製

第5条（会費の徴収）

本会の会費は、荏田南小学校が会員より徴収したものを、毎年6月と12月に、本会が収受する。

第6条（決算）

- 1 会計は、毎会計年度決算を調製し、会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、決算及びそれに関する帳簿書類を、会計監事に提出し、監査に付さなければならない。
- 3 会長は、前項の規定により監査に付した決算を、会計監事の意見を付して総会に

提出し、その承認を得なければならない。

第7条（出納の閉鎖）

本会会計の現金出納は、翌年度の4月30日をもって閉鎖する。

第8条（帳簿等）

- 1 会計は、予算差引簿を備え、整理しておかなければならない。
- 2 会計は、次の帳簿を備え、整理しておかなければならない。
 - (1) 現金出納簿
 - (2) 備品出納簿

第9条（証拠書類の保存期間）

本会の帳簿その他の証拠書類の保存期間は、5年とする。

第10条（附則）

本細則は、平成27年6月1日から施行するものとする。